

委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人東京都バレーボール協会定款第48条第3項により、公益財団法人東京都バレーボール協会（以下「この法人」という。）の委員会に関する事項について定める。

(委員会)

第2条 競技会の運営、講習会の開催等の事業遂行のため、次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 指導普及委員会
- (4) 審判委員会
- (5) 強化委員会

2 委員は、加盟団体からの推薦された者及び理事会で推薦された学識経験者を合わせて20人以内とし、会長が委嘱する。

3 委員会は、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 委員
- (4) 主事 1人
- (5) 副主事 1人

4 委員長は、理事会で選任し会長が委嘱する。

5 委員には、定款第34条及び第35条並びに定年に関する規程を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(総務委員会)

第3条 総務委員会は、庶務、経理等に関する事項の処理に当たる。

(競技委員会)

第4条 競技委員会は、競技会の開催、競技者の登録等に関する事項の処理に当たる。

(指導普及委員会)

第5条 指導普及委員会は、指導者の育成、資格の認定並びに指導普及、調査研究等に関する事項の処理に当たる。

(審判委員会)

第6条 審判委員会は、審判員の養成、資格の認定並びに競技規則の研究、改

変等に関する事項の処理に当たる。

(強化委員会)

第7条 強化委員会は、選手の強化育成、技術の向上等に関する事項の処理に当たる。

(特別委員会)

第8条 特定の事業を行うため、特別に委員会を設けることができる。

(規程の変更)

第9条 この規程は、理事現在数の3分の2以上の賛成を経なければ変更できない。

(規程の改廃)

第10条 この規程は、理事会の決議により改廃することができる。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(附則)

- 1 この細則は、公益財団法人東京都バレーボール協会の設立の登記の日（2012年4月1日）から施行する。
- 1 この細則の変更は、理事会で承認を受けた日（2017年6月21日）から施行する。